

愛犬家の皆さんへ

『素敵なお飼い主』になりましょう

!! 苦情が寄せられています

田んぼや畑に勝手にフンをさせて、そのままにしておく人がいます。
田畑は私の宝なのに…。
田畑は『誰かの持ち物』って意識がないのかね。

犬のフンでお困りの人へ

町では、地元自治会を通じて、犬のフン注意看板を貸し出しています。ご利用ください。

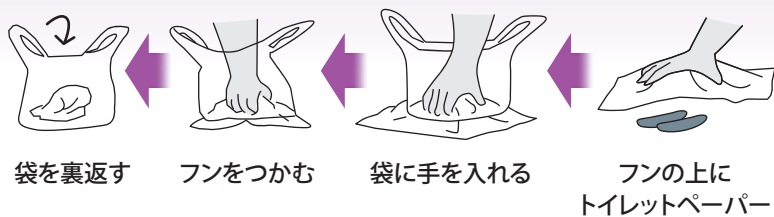


子どもが公園で遊んでいる時に、犬のフンを踏んでしまいました。靴は汚れるし、不衛生ですよね…



フンの処理方法

- ① 砂などを入れたビニール袋にスコップで入れ、持ち帰る
- ② トイレトペーパーとビニール袋などを使用し、持ち帰る



飼い主として
守るべきマナー No.1
散歩時のフンは必ず持ち帰る



飼い主として
守るべきマナー No.2
狂犬病の予防注射と登録



狂犬病予防法により法律上の義務と責任を負います。
☆飼い始めた犬の登録
☆1年に一回の狂犬病の予防注射
飼犬の申請については、お問い合わせください。

動物を飼う時の注意点

☆犬は、リードにつなぐ
他の人に危害を加えたら、愛犬が嫌われてしまいます。
☆最後まで飼う
「捨て犬」「捨て猫」をなくしましょう。子犬や子猫が産まれて困らないよう、去勢・避妊手術をおすすめします。

☆餌だけを与えたりしない
飼うなら責任をもって人に迷惑をかけない飼い方を。
無責任な飼い方は、みだりな繁殖を後押しすることになります。

▼問合わせ先

町民生活課 生活環境室
☎ 26・2244 (直通)

公的年金給付等との併給制限が見直されます
児童扶養手当の改正

児童扶養手当は、離婚などによるひとり親家庭の生活の安定・自立促進に寄与し、児童の福祉増進のために支給される手当です。

これまで、公的年金を受給している、申請すれば受給できるなどの場合は、児童扶養手当を受給できませんでした。

平成26年12月から、公的年金（※遺族・障害・老齢・労災年金、遺族補償など）の額が児童扶養手当額よりも低い場合は、その差額分の手当を受給できることになりました。

▼**新たに手当を受け取れる場合**
 ・児童を養育している祖父母等が低額の老齢年金を受給している
 ・父子家庭で、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している
 ・母子家庭で、離婚後父が死亡し、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している など

▼**月額手当額**
 公的年金等と児童扶養手当額の差額（所得や年金等受給額に基づき算出）



※母または父・養育者と児童のそれぞれが年金受給している場合、双方の年金額が計算に含まれます。
 ※詳しくは問合せください。その際、受給している年金の額や、前年の所得額が分かるものがあるとスムーズです。

▼**申請と手当の支給開始**

平成27年3月31日までに手続きした場合は

・12月1日に支給要件を満たしている人：12月分から

・12月1日から平成27年3月31日の間に新たに支給要件を満たした人：要件に該当した日の翌月分から

▼**必要書類**

通常の児童扶養手当申請の際に必要な書類および「公的年金等受給証明書」または年金証書、年金決定通知書等の公的年金等の受給状況が確認できる書類

▼**申請・問合せ先**

健康福祉課 福祉室
 ☎ 26・2247（直通）

成人式開催のご案内

新成人の皆さん、おめでとうございます。

町では、皆さんの門出を祝して

「平成27年吉岡町成人式」を開催します。

▼**期日** 1月11日㊦

▼**時間** 午前10時 9時30分受付開始

▼**場所** 文化センターホール

▼**対象** 平成6年4月2日～平成7年4月1日

生まれで吉岡町に住民登録を有する人、

または吉岡中学校を卒業した人。

※該当者には案内状を送付しました。

案内状が届いていない人は、お問合わせください。

▼**問合せ先**

教育委員会事務局 生涯学習室

☎ 54・1054（直通）



都市計画原案の閲覧と公聴会を実施します
都市計画の原案

群馬総社駅西口整備に伴う都市計画道路の変更案がまとまりましたので、次のとおり変更案の閲覧と公聴会を実施します。

▼原案の閲覧

▼場所

県庁都市計画課都市建設室、渋川土木事務所、役場産業建設課都市建設室

▼期間

12月9日(火)～24日(水)
※土日・祝日は除く

午前8時30分～午後5時15分

都市計画道路の概要		
決定権者	路線番号 路線名	概要
群馬県 (県案)	3・3・2号 大久保上野田線	幅員の変更 延長5m、幅員22.5m→23m 変更区間 吉岡町大字大久保

▼公聴会の開催

公聴会を傍聴したい人は、直接会場へおいでください。

▼期日

平成27年1月22日(木)

▼時間

午後7時から

▼会場

前橋市総社市民サービスセンター

▼公述申出書の提出

公述人(公聴会で意見の発表を希望する人)は、住所・氏名・年齢・職業・原案についての利害関係および意見の要旨(400字以内)を書いた「公述申出書」を閲覧期間中に直接または郵送で、閲覧場所に提出してください。

※公述人がいない場合、公聴会は中止となります。その際は、公聴会予定日の1週間前までに閲覧場所にてその旨掲示します。

▼問合せ先

県庁都市計画課
〒371-8570
前橋市大手町1-1-1
☎027-226-3654

渋川土木事務所
☎22-4055

役場産業建設課 都市建設室
☎26-2278 (直通)

縦覧に供します

都市計画区域マスタープラン(県作成)の変更案

県は、県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画変更案をまとめました。

▼縦覧期間

12月12日(金)～26日(金)
※土日・祝日は除く

午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所

県庁都市計画課、渋川土木事務所、役場産業建設課都市建設室

▼意見書の提出

変更案に意見のある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができま。

意見書は会場に備え付けのもの、または必要事項(氏名・住所・利害関係・意見要旨)を記入したものを直接または郵送で、縦覧場所に提出してください。

▼問合せ先

県庁都市計画課
〒371-8570
前橋市大手町1-1-1
☎027-226-3656

県民手帳を販売します

日々を綴る一冊としてご利用ください

町では平成27年版の県民手帳(濃緑・赤・ベージュ) および、農業日誌、ファミリー日誌、新農家暦を販売します。

▼販売期間

12月26日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分
(土日、祝日は除く)

▼販売窓口

総務政策課で代金と引き換え

▼問合せ先

総務政策課 政策室
☎26-2241 (直通)

価格	
県民手帳	540円
農業日誌	1,500円
ファミリー日誌	1,500円
新農家暦	520円

今月の納税

固定資産税……………4期
国民健康保険税……………6期

納期限 12月25日(木)

介護保険料……………6期
後期高齢保険料……………6期

納期限 1月 5日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

臨時職員を募集します 学童クラブ

学童クラブに勤務する人を募集します。

▼勤務内容 学童クラブにおける児童の保育(補助員)

▼勤務時間 1日3時間以内(土曜日、長期休暇などは1日5時間以内、学童は日曜休日)月10日程度

▼応募資格 子育て経験がある人

▼賃金 吉岡町社会福祉協議会の規程による

▼募集人数 若干名

▼応募方法 応募される人は、ご連絡の上、履歴書を持参してください

▼締切 12月16日(火)

▼連絡・問合せ先 社会福祉協議会

☎ 54・3930

みんなでささえあうあったかい地域づくり 歳末たすけあい運動



新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、12月1日から「歳末たすけあい募金運動」を実施しています。

募金は、自治会長を通じて地域役員にご協力いただき集めます。

また募金は、個人の意志を尊重する自発的なものです。歳末たすけあい運動の趣旨に賛同される人はご協力をよろしくお願いします。

集まった浄財は、地域福祉の充実に役立たせていただきます。

●ひとりで暮らしている高齢者

●者と障がい者の人・高齢者

●ふたり世帯を対象とした、

●年末年始の地域住民からの

●声掛け・見守り訪問事業

●配食サービス事業

●ふれあいいきいきサロン推進事業

●家族介護者交流事業

▼問合せ先 社会福祉協議会

☎ 54・3930

よしおかひと昔 広報よしおか創刊号

広報よしおかの創刊号は、吉岡村発足から十五年後の昭和四十六年一月。当時の村長福田三郎氏の発刊あいさつの中では、「給食センターや関越自動車道の建設」にふれられています。

当初は半年ごと、発刊から二年後に月刊になりました。

白黒から2色刷りになったのは平成八年、平成十二年に表紙がカラーとなりました。

町制施行であらためて1号が始まり、今月号は285号です。

さまざまな町のニュースを伝えてきた広報誌。目を通すと懐かしいできごとを思い出すことができます。

毎号でなくとも、お手元に残り、時々読みかえしてみたいかがでしょう。

このコーナーではひと昔前に町で起ったできごとやニュースを紹介しています。



自治会活動の充実に役立てます 助成金を活用して備品を整備

町内2自治会では、「魅力あるコミュニティ助成事業」の助成金を受け、新たな備品を購入しました。

助成金は、公益財団法人群馬県市町村振興協会からの市町村振興宝くじ(通称 サマージャンボ宝くじ)によるものです。

各自治会は、運営に必要な備品などの整備を図り、今以上に充実したコミュニティ事業の取り組みを目指します。

購入した備品

【小倉自治会】

小鼓(稽古用) ……4個

大鼓 ……2個

小鼓 ……2個

裃天(大人・小人) ……各15着

シャツ ……15着

股引 ……15着

【漆原西自治会】

踊り浴衣・帯 ……20着

